

保育標準時間

保育料基準額表（令和2年4月1日～）

(単位:円)

階層	所得等の条件		保育料（月額）				月額延長保育料(区立保育園)(備考6)				
			0歳～2歳児クラス			3歳児クラス以上	0歳～2歳児クラス	3歳児クラス	4歳・5歳児クラス		
			第1子	第2子	第3子						
A (備考4)	生活保護世帯		0	0			0	0	0		
B (備考4)	A階層の世帯を除く		0	0	第3子以降の保育料はかかりません。 (延長保育料を除く)	3歳児教育・保育以上の無償化により、延長保育料はかかりません。	0	0	0		
	市区町村住民税非課税世帯		0	0			200	200	200		
C1 (備考4)	A階層の世帯を除く市区町村住民税均等割のみ課税世帯		3,200	960							
C2 (備考4)	A階層の世帯を除く市区町村住民税所得割額が	7,000円未満相当の世帯	3,700	1,110					700	700	700
C3 (備考4)		7,000円以上相当の世帯	4,500	1,350							
D1 (備考4)		48,600円未満相当の世帯	8,200	2,460							
D2 (備考4)		48,600円以上相当の世帯	10,100	3,030					1,000	1,000	1,000
D3 (備考4)		52,500円未満相当の世帯	11,400	3,420							
D4 (備考4)		52,500円以上相当の世帯	18,900	5,670					1,800		
D5 (備考4)		55,000円未満相当の世帯	23,400	7,020					2,300	1,600	1,600
D6		55,000円以上相当の世帯	26,300	7,890					2,600		
D7		115,000円未満相当の世帯	28,900	8,670					2,800	1,800	1,800
D8		115,000円以上相当の世帯	31,200	9,360					3,100	1,900	1,900
D9		130,000円未満相当の世帯	33,700	10,110					3,300	2,200	
D10		130,000円以上相当の世帯	35,800	10,740					3,500	2,300	
D11		169,000円未満相当の世帯	38,000	11,400					3,800	2,500	
D12		169,000円以上相当の世帯	39,900	11,970					3,900	2,600	
D13		200,000円未満相当の世帯	42,000	16,800					4,200		
D14		200,000円以上相当の世帯	43,700	17,480					4,300		
D15		215,000円未満相当の世帯	45,600	18,240					4,500		2,200
D16		215,000円以上相当の世帯	47,200	18,880					4,700		
D17		245,000円未満相当の世帯	49,100	19,640					4,900	2,700	
D18		245,000円以上相当の世帯	53,200	26,600					5,300		
D19		301,000円未満相当の世帯	60,000	30,000					6,000		
D20		301,000円以上相当の世帯	65,900	32,950					6,500		
D21		460,000円未満相当の世帯	70,500	35,250					7,000		
D22		460,000円以上相当の世帯	74,000	37,000			7,400				
D23		510,000円未満相当の世帯	77,700	38,850			7,700				
D24		510,000円以上相当の世帯	81,500	40,750			8,100	2,800	2,300		
D25	610,000円未満相当の世帯	86,500	43,250			8,600					
D26	610,000円以上相当の世帯	91,500	45,750			9,100					

(備考)

- この表において保育料を算出する場合における市区町村住民税は、4月分から8月分までの保育料にあっては平成31年（令和元年）度分とし、9月分から翌年3月分までの保育料にあっては令和2年度分とします。
- 保育料の算定に際し、寄付金控除、配当控除、外国税控除、配当・譲渡利控除及び住宅取得控除等適用されない税額控除があります。
- 保育料の算定に必要な資料の提出がない場合には、最高額を適用します。
- 原則、第2子・第3子基準額は、同一世帯に就学前児童が2人以上いる場合（年齢を問わず）の第2子・第3子に適用します。ただし、ひとり親等の世帯のうち、A～D5階層（所得割額77,101円未満まで）の場合には、P.30「ひとり親等世帯の負担軽減について」をご参照ください。
- B階層等におけるひとり親等世帯とは、母子世帯等・在宅障害者（児）のいる世帯のことをいいます。
- 延長保育料は1時間利用した場合の月額の金額です。

保育短時間

保育料基準額表（令和2年4月1日～）

(単位:円)

世帯の階層区分		保育料（月額）			月額延長保育料(区立保育園)(備考6)			
階層	所得等の条件	0歳～2歳児クラス			3歳児クラス以上	0歳～2歳児クラス	3歳児クラス	4歳・5歳児クラス
		第1子	第2子	第3子				
A (備考4)	生活保護世帯	0	0					
B (備考4)	A階層の世帯を除く 市区町村民税非課税世帯	ひとり親等世帯(備考5) ひとり親等世帯以外	0 0	0 0				
C1 (備考4)	A階層の世帯を除く市区町村民税均等割のみ課税世帯		3,100	930				
C2 (備考4)	A階層の世帯を除く市区町村民税所得割額が	7,000円未満相当の世帯	3,600	1,080	第3子以降の保育料はかかりません。 (延長保育料を除く)	幼児教育・保育の無償化により、延長保育料はかかりません。		
C3 (備考4)		7,000円以上相当の世帯 48,600円未満相当の世帯	4,400	1,320				
D1 (備考4)		48,600円以上相当の世帯 52,500円未満相当の世帯	8,000	2,400				
D2 (備考4)		52,500円以上相当の世帯 55,000円未満相当の世帯	9,900	2,970				
D3 (備考4)		55,000円以上相当の世帯 60,000円未満相当の世帯	11,200	3,360				
D4 (備考4)		60,000円以上相当の世帯 75,000円未満相当の世帯	18,400	5,520				
D5 (備考4)		75,000円以上相当の世帯 97,000円未満相当の世帯	22,900	6,870				
D6		97,000円以上相当の世帯 115,000円未満相当の世帯	25,800	7,740				
D7		115,000円以上相当の世帯 130,000円未満相当の世帯	28,400	8,520				
D8		130,000円以上相当の世帯 150,000円未満相当の世帯	30,600	9,180				
D9		150,000円以上相当の世帯 169,000円未満相当の世帯	33,000	9,900				
D10		169,000円以上相当の世帯 185,000円未満相当の世帯	35,100	10,530				
D11		185,000円以上相当の世帯 200,000円未満相当の世帯	37,200	11,160				
D12		200,000円以上相当の世帯 215,000円未満相当の世帯	39,100	11,730				
D13		215,000円以上相当の世帯 230,000円未満相当の世帯	41,200	12,360				
D14		230,000円以上相当の世帯 245,000円未満相当の世帯	42,900	12,870				
D15		245,000円以上相当の世帯 260,000円未満相当の世帯	44,800	13,440				
D16		260,000円以上相当の世帯 280,000円未満相当の世帯	46,400	13,920				
D17		280,000円以上相当の世帯 301,000円未満相当の世帯	48,300	14,490				
D18		301,000円以上相当の世帯 340,000円未満相当の世帯	52,200	15,660				
D19		340,000円以上相当の世帯 397,000円未満相当の世帯	59,000	17,700				
D20		397,000円以上相当の世帯 460,000円未満相当の世帯	64,700	19,410				
D21		460,000円以上相当の世帯 510,000円未満相当の世帯	69,300	20,790				
D22		510,000円以上相当の世帯 560,000円未満相当の世帯	72,700	21,810				
D23		560,000円以上相当の世帯 610,000円未満相当の世帯	76,300	22,890				
D24		610,000円以上相当の世帯 800,000円未満相当の世帯	80,100	24,030				
D25	800,000円以上相当の世帯 1,100,000円未満相当の世帯	85,100	25,530					
D26	1,100,000円以上相当の世帯	90,100	27,030					

(備考)

- この表において保育料を算出する場合における市区町村民税は、4月分から8月分までの保育料にあつては平成31年(令和元年)度分とし、9月分から翌年3月分までの保育料にあつては令和2年度分とします。
- 保育料の算定に際し、寄付金控除、配当控除、外国税控除、配当・譲渡利控除及び住宅取得控除等適用されない税額控除があります。
- 保育料の算定に必要な資料の提出がない場合には、最高額を適用します。
- 原則、第2子・第3子基準額は、同一世帯に就学前児童が2人以上いる場合(年齢を問わず)の第2子・第3子に適用します。ただし、ひとり親等の世帯のうち、A～D5階層(所得割額77,101円未満まで)の場合には、P.30「ひとり親等世帯の負担軽減について」をご参照ください。
- B階層等におけるひとり親等世帯とは、母子世帯等・在宅障害者(児)のいる世帯のことをいいます。

延長保育(月極)は利用できません。